

市民協働の推進と地域まちづくり活動の促進

【みんなでまちづくり課・地区行政課】

◆ 市民協働によるまちづくりの推進

1 目 的

市民一人ひとりがより暮らしやすい宇都宮をつくるため、地域活動団体やNPO、企業などの各活動主体がそれぞれの特性や能力を発揮し合い、ネットワークを形成し、公共的課題の解決に自主的に取り組む地域社会の実現を目指す。

2 概 要

（１）市民協働の基盤づくりの推進

市民協働のまちづくりの推進にあたっては、多様な主体の個性や強みを発揮し、協力してまちづくり活動に取り組んでいくことが必要となることから、各まちづくり活動主体の交流を促進するための「四者交流プロジェクト」や市民からの企画提案を事業化する「協働事業提案制度」などを通じ、市民協働に対する理解促進及び基盤づくりを推進する。

（２）（仮称）まちづくりセンターの整備

様々な活動主体に共通する課題の解決と多様なニーズへの対応などを一元的に支援することが必要となっていることから、NPO等の基盤整備や中間支援機能を有する「（仮称）まちづくりセンター」の整備に向けた検討を進める。

3 スケジュール

- 平成22年度
- ・「市民協働推進計画」の改定
 - ・「（仮称）まちづくりセンター」整備に向けた検討

◆ 地域まちづくり活動の支援

1 目 的

地域住民自らが、自分たちの地域の特性・個性を生かしたまちづくり活動に主体的に取り組むことにより、「住み続けたいまち」をつくるため、地域の主体的なまちづくり活動が展開できる環境づくりや仕組みづくりを推進する。

2 概 要

（１）地域まちづくり組織を中心とした地域まちづくりの推進

地域まちづくり組織が中心となり、地域住民の意見を広く集約した地域総意を形成し、責任と実践を担うまちづくりを進めていくための環境づくりを行う。

（２）「地域まちづくり計画」の策定

地域ごとの特性に応じた地域の最適な状態を実現するため、地域まちづくりの目指すべき姿（地域ビジョン）を地域自らが設定し、その実現に向けて取り組んでいく（実践プラン）ための地域まちづくり計画の策定を推進する。

（３）ひとづくりとまちづくりの一体的な推進

市街地生涯学習センター５館（中央・東・西・南・北）を「市民活動センター」との併設施設とし、周辺部と同様に、生涯学習とまちづくり支援を一体的に推進する。

（４）自治会活動への支援

自治会は、住民に最も身近な組織として、生活に密着した活動を展開するとともに、まちづくり活動への積極的な参加を促す機能を有している。地域の主体的なまちづくり活動を展開するためには、より多くの住民のまちづくり活動への参加を促進することが必要であることから、自治会への加入促進を支援することにより、まちづくり活動の活性化を推進する。

3 スケジュール

- 平成２２年度
- ・ ４月 市民活動センター（中央・東・西・南・北）の開設
 - ・ 住民代表組織のあり方について整理
 - ・ モデル地域において、「地域ビジョン」策定を推進